

令和3年度 北園小学校いじめ防止基本方針

十和田市立北園小学校

校長 三 上 和 一

「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」「青森県いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）」を受けて「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、**絶対に許されない**ことであることをすべての児童が認識できるようにする。また、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・席を離される。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子がプロレス技等をかけられる。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

⑦けんか

- ・心身の苦痛を生じさせるようなけんかはいじめと認知する。
- ・悪口の言い合いは、けんかではなく双方向のいじめと捉える。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策を実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ① 名称 「いじめ防止推進委員会」
- ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、関係学年(及び養護教諭、教育相談員)
- ③ 組織の役割
 - ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修の実施
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携、関係機関との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

児童をいじめに向かわせないために、「学校が楽しいと実感できる児童」「積極的に授業に参加できる児童」「基礎的な学力を身に付けた児童」「自分は認められているという実感をもった児童」を育てる。

- ①規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
 - ・分かる授業づくりを進める。
 - ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - ・授業中の規律(挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等)の問題を改善する。
 - ・教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。
- ②道徳や特別活動等では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
 - ・道徳教育や学級活動などで「いじめはいけないこと」「何がいじめなのか」について指導する。
 - ・他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
 - ・友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
 - ・特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
 - ・児童会活動で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。
- ③休み時間については、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が安心して過ごすことができるような集団づくりをする。
 - ・「小さなサイン」を見逃さない。
 - ・よりよい人間関係づくりについて指導する。
 - (好意で行った行為でも相手が傷つくような言動はしないことを指導する)**
 - ・担任一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
 - ・児童への温かい言動を心がける。
- ④インターネット上のいじめを防止するために、インターネット教室を開催する。
 - ・情報モラル教育の充実等の体制の整備を図る。
 - ・参観日の全体会や、学年懇談・学級懇談の場を利用して、保護者へ啓発する。
- ⑤児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の充実を図る。
- ⑥児童、保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラーとの連携の体制整備並びに、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備の推進を図る。
- ⑦いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。(学校いじめ防止プログラムの策定)

(4) いじめの早期発見のための取組

- ①児童の些細な変化に気付き、情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- ②毎月、いじめアンケートを実施し、その取り組み状況等を把握する。**(アンケートは5年間保存する)**
- ③定期的に教育相談を実施する。
- ④教育相談員が積極的に活用されるように周知する。
- ⑤保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑥いじめの情報を教職員に報告することは多大な勇気を要するものであることを理解しつつ、いじめを見たら傍観者とならず、すぐに先生へ報告することの重要性を理解させる。

(5) いじめやいじめと疑われる行為を発見した時の取組

- ①「いじめ防止推進委員会」がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
 - ・いじめの事実を「いじめの事実確認シート」を用いて詳細に確認する。(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)
 - ・ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを対応不要であると個人で判断せず、直ちに全ていじめ防止推進委員会に報告・相談・記録・情報の共有化をする。
※いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ防止推進委員会」に報告しないことは法律違反となる。(いじめ防止対策推進法第23条第1項)
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・好意から行った行為が相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに謝罪し仲直りした場合等は「いじめ」という言葉を使わずに指導してもよい。ただし、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有する必要がある。
 - ・いじめについての情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
- ②いじめられた児童と保護者を支援する。
 - ・守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - ・家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - ・教育相談員を積極的に活用する。
- ③いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
 - ・「ならぬことはならぬ」規範や、人権の大切さについて毅然とした態度で指導する。
 - ・望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - ・教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
 - ・いじめを行った児童が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。
- ④いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - ・いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる。
 - ・臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようということを指導する。
- ⑤インターネット上のいじめが発覚した場合は、関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - ・被害にあった児童生徒等のケア等、必要な措置をする。
- ⑥関係機関との連携を図る。
 - ・いじめる児童に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関）との適切な連携を図る。

(6) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が3カ月以上、止んでいる。
※行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。(面談等により確認)

(7) 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童が自殺を企図した場合 ・心身に重大な傷害を負った場合 ・金品等を持ってくるよう強要された場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合
※調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

②教育委員会の指導・支援のもと、次のように対応する。

- ・学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

(8) 冊子「北園小学校いじめ対応マニュアル」

「北園小学校いじめ対応マニュアル」を全教員に配付し、いじめ対応の基本的な流れについて、「いじめ情報のキャッチ」「組織的な実態把握」「指導方針・体制の決定」「組織的な指導・支援」等、各項目ごとに具体的な動きがいつでも確認できるようにする。

(9) その他

- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを「いじめ防止推進委員会」で点検し、必要に応じて見直す。（PDCAサイクル）
- ・児童とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れ、児童の主体的かつ積極的な参加を確保できるよう留意する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、いじめ防止のための取り組みの改善を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時・年度始めに、児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校いじめ対策組織の存在及び活動を全校集会等において児童の前で説明し、いじめを受けた際に相談する窓口であることを児童から認識されるようにする。

3 具体的な取組と評価

～人間関係を豊かにするための年間活動計画～

時期	未然防止	早期発見	組織的な活動	評価
4月	- あいさつ運動 (生活委員会・総務委員会) - 学級開き, 人間関係作り, 学級のルール作り - キャリアパスポート①	- いじめアンケート (年間8回) - 情報交換 (月1回)	- 職員会議 いじめ防止基本方針の確認 - いじめ防止推進委員会(適宜) - プロジェクト会議(適宜)	P
5月	- 防犯標語作り - あいさつキャンペーン - やさしい心の活動(学級)			D
6月	- いじめ追放サミット - あいさつ標語作り - やさしい心の活動(総務委)	ふれあい週間		
7月	- いじめ防止標語作り - 高学年合同道徳講演会 - キャリアパスポート②	保護者面談		
8月			全職員による中間学校評価の実施	
9月	- あいさつキャンペーン - 前期及び学級目標の反省 - 異学年交流レク(体育委)			
10月	- やさしい心の活動(総務委) - 後期のめあて	ふれあい月間		
11月	異学年交流レク(総務委)	ふれあい月間		
12月	キャリアパスポート③	保護者アンケート	学校評価による今年度の反省 (教職員・保護者・学校関係者等)	
1月			学校評価を受けた次年度基本方針案の検討	C
2月	6年生を送る会を通じた人間関係づくり		次年度基本方針案の検討	A
3月	- 卒業式を通じた人間関係づくり - 後期及び学級目標の反省 - キャリアパスポート④		職員会議 次年度基本方針案の確認	

- ・ふれあい週間は、アンケート等での児童の実態把握の上で、一人一人と個別の面談を、主に放課後に実施。
- ・ふれあい月間は、普段の児童観察等や、アンケートなどを活用して児童の実態を捉え、道徳や学級活動等の時間の充実を図るとともに、必要な児童には個別の面談を実施。